

○独立行政法人日本学術振興会特別研究員事業実施要項

平成15年11月17日
理事長 裁 定

改正 平成16年3月31日
平成18年6月 1日
平成25年7月 1日
平成27年4月 1日
平成29年4月 1日
平成29年10月30日
平成30年4月 1日
平成31年4月 1日
令和2年4月 1日
令和2年11月 1日

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年10月1日規程第1号）第5条の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が行う特別研究員事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、優れた若手研究者に、その研究生生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題、研究の場等を選びながら研究に専念する機会を与えることにより、我が国の学術の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成確保に資することを目的とする。なお、特別研究員－CPD（国際競争力強化研究員）（以下「特別研究員－CPD」という。）については、海外の大学等研究機関で長期間研究に専念する機会を与えることにより、研究者として更なる成長を促進することも目的とする。

(定義)

第3条 特別研究員とは、我が国の大学等研究機関（以下「大学等」）において一定期間研究に専念することを希望する者で、振興会が選考のうえ採用し研究奨励金を支給する者をいう。なお、特別研究員－CPDは、海外の大学等において長期間研究に専念することを希望する者で、振興会が選考のうえ採用し研究奨励金に加え往復渡航費も併せて支給する者をいう。

(対象分野)

第4条 本事業における対象分野は人文・社会科学及び自然科学の全分野とする。

(特別研究員の区分)

第5条 特別研究員の区分は次の各号のとおりとする。

- 一 特別研究員－DC1 (大学院博士課程在学者)
- 二 特別研究員－DC2 (大学院博士課程在学者)
- 三 特別研究員－PD (博士の学位取得者)
- 四 特別研究員－SPD (博士の学位取得者)
- 五 特別研究員－CPD (博士の学位取得者)
- 六 特別研究員－RPD (博士の学位取得者)

ただし、特別研究員－SPDは、特別研究員－PDに申請し、合格した者のうち特に優れた者とする。特別研究員－CPDは、特別研究員－PDに申請し、特別研究員－PD又は特別研究員－SPDに採用された者のうち海外の大学等で長期間研究を行う者とする。特別研究員－RPDは、出産又は子の養育により、研究活動を中断後、研究を再開した者とする。

(採用要件)

第6条 本事業により特別研究員として採用される者は、次の各号全てを満たすものとする。

- 一 博士の学位を有する者若しくはこれと同等以上の研究能力を有すると認められる者又は博士課程後期（これに相当する課程を含む。）に在学する者（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に在学する者については、1年以上当該課程に在学した者）であること
- 二 常勤職及びそれに準ずる職に就いていない者であること
- 三 特別研究員－CPDにおいては、特別研究員－PDに申請し、特別研究員－PD又は特別研究員－SPDに採用中の者であること
- 四 特別研究員－CPDにおいては、特別研究員－PD又は特別研究員－SPD採用中の受入研究機関を、特別研究員－CPDの受入研究機関とする者であること

(支給経費)

第7条 振興会は、特別研究員に対し研究奨励金を支給する。

- 2 特別研究員には、科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の申請資格を与える。
- 3 特別研究員－CPDには、往復渡航費を航空券として支給する。

(募集)

第8条 振興会は、大学等を通じて、特別研究員となることを希望する者を募集する。

(申請手続)

第9条 本事業に基づき特別研究員となることを希望する者は、別に定める書類を整え、特別研究員－DC1及び特別研究員－DC2については所属機関の長を、特別研究員－PD、特別研究員－CPD及び特別研究員－RPDについては受入機関の長を通じて振興会理事長（以下「理事長」という。）に申請するものとする。

(選考及び結果の通知)

第10条 理事長は、前条の規定により提出された書類をもとに特別研究員の候補者の選考を行う場合は、特別研究員等審査会に諮問するものとする。選考に関し、必要な事項は別に定める。

- 2 理事長は、前項の選考結果に基づき採否を決定する。
- 3 前項の採否結果については、申請者に文書又は電子的方法により通知する。

(特別研究員の義務等)

第11条 特別研究員は、出産・育児に係る採用の中断の扱いを受ける場合及び傷病を理由とする採用の中断の扱いを受ける場合を除き、採用期間中、申請書記載の研究計画に基づき、研究に専念しなければならない。

- 2 特別研究員の研究計画の変更等については、やむを得ない理由による場合以外はこれを認めない。
- 3 特別研究員は、毎年度末（出産・育児に係る採用中断期間及び傷病を理由とする採用中断期間が1年度の全てに渡った場合を除く。）及び採用期間終了後速やかに研究報告書を提出しなければならない。また、振興会は必要があると認める場合には、特別研究員又は研究指導者に報告を求めることができる。研究報告に関し、必要な事項は別に定める。
- 4 特別研究員は、採用期間中、振興会が認めていない他の資金援助を受けることはできない。
- 5 特別研究員－CPDは、出産・育児に係る採用中断期間及び傷病を理由とする採用中断期間を除き、採用後1年以内に海外へ渡航を開始しなければならない。
- 6 特別研究員－CPDは、出産・育児に係る採用中断期間及び傷病を理由とする採用中断期間を除き、継続した3年間、海外の研究機関で研究しなければならない。
- 7 特別研究員－CPDは、採用期間終了の6ヶ月前までに日本に帰国しなければならない。
- 8 特別研究員－CPDは、採用期間中に海外で経験した内容（関連分野海外研究者の情報、研究活動・成果、興味深い論文の紹介等）を国内の研究機関にフィードバックしなければならない。
- 9 特別研究員－CPDは、第8号のフィードバックの内容について報告書（国内フィードバックレポート）を振興会に提出しなければならない。

(資格の喪失)

第12条 振興会は次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めた場合には、特別研究員の資格を喪失させることができる。

- 一 出産・育児に係る採用中断又は傷病を理由とする採用中断の扱いを受ける場合を除き、研究を継続できないことが明らかとなるとき
- 二 研究の進捗状況に著しい問題があり、所期の研究成果を達成できないとき

三 研究奨励金及び特別研究員奨励費以外の資金援助又は報酬について、振興会が受給を認める範囲に違反したとき

四 採用中の海外渡航について、振興会が定める渡航期間の上限を超えたとき

五 特別研究員－CPDについて、振興会が定める渡航開始日、渡航終了日の義務に違反したとき、又は無断で一時帰国や渡航期間変更等、渡航計画の変更を行ったとき

六 採用後の諸手続きに係る書類について、振興会が定める期限内に提出されなかったとき、又は虚偽が発見されたとき

七 申請書類の記載事項に虚偽が発見されたとき

八 その他、明らかに特別研究員としてふさわしくない行為をしたとき

(事務)

第13条 本事業に係る事務は、振興会人材育成事業部研究者養成課において処理する。

(実施の細則)

第14条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月1日)

この要項は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月30日)

この要項は、平成29年10月30日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則 (平成30年4月1日)

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日)

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月1日)

この要項は、令和2年11月1日から施行する。なお、本要項について、施行日以降に在籍する特別研究員を対象とし、当該特別研究員の採用開始時から適用する。